

令和3年8月11日からの大雨による災害により 被害を受けられました皆さまへ

令和3年8月11日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2021年8月19日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
長崎県	雲仙市、南島原市	8月12日
広島県	広島市（全区）、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町	8月12日
福岡県	久留米市、八女市、みやま市	8月12日
佐賀県	武雄市、嬉野市、杵島郡大町町	8月12日
島根県	江津市	8月12日
	邑智郡川本町、邑智郡美郷町	8月13日
長野県	岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、木曾郡木曾町	8月15日